

長崎労働基準監督署発表
令和8年1月13日(火)

【照会先】

長崎労働基準監督署
副署長 中川 征治
○第三方面主任監督官 中島 尚
電話 095-846-6391(17:15まで)
095-846-6354(17:15~19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 井上 和秀)は、本日、株式会社大島造船所及び同社係長を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年3月15日、長崎県西海市の株式会社大島造船所大島工場内において、地上から高さ4.25メートルの船体ブロック上で労働者に計測用マーカーの取付け作業を行わせる際、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社大島造船所

所在 地：長崎県西海市大島町

事業内容：造船業

(2) 係長 A

2 違反条文

被疑者株式会社大島造船所、被疑者Aとともに労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

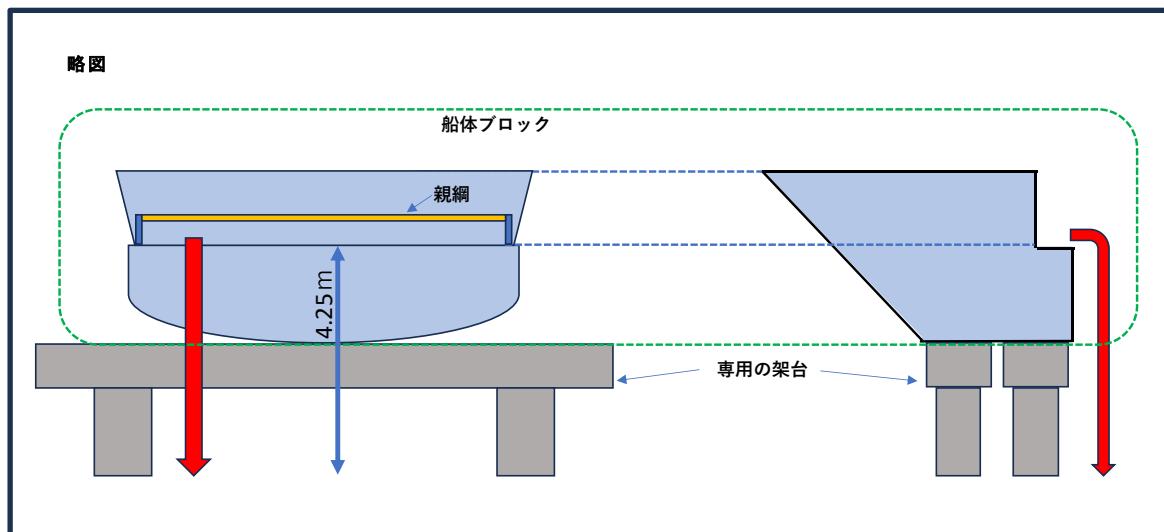
労働安全衛生規則第519条第1項(墜落による危険の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和7年3月15日、株式会社大島造船所大島工場の敷地内において、地上から高さ4.25メートルの船体ブロック上で、同社所属の労働者Bが計測用マーカーを船体ブロックに取り付ける作業を行っていたところ、Bが船体ブロックの端から地上へ墜落して翌日死亡するという災害が発生しました。



4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、囲い、手すり、覆い等（以下、「手すり等」という。）の墜落防止設備を設けることが規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

長崎労働基準監督署管内において、令和7年1月から12月末までの間に休業4日以上の労働災害は592件（うち死亡災害6件）発生し、そのうち墜落・転落による災害が98件（うち死亡災害3件）となっています（新型コロナウイルス罹患分を除く）。

墜落災害はひとたび発生すると重篤な結果となりやすいことから、長崎労働基準監督署では、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注団体との合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡や重傷等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

6 添付資料

別紙1 関係条文

関係条文

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(事業者の講すべき措置等)

第 21 条

第 1 項 (略)

第 2 項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

二から四 (略)

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)

第 519 条

第 1 項

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において

て「囲い等」という。) を設けなければならない。

第2項 (略)